

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

## (設 置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項。

## (組 織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる団体のうち、別表1に記載する団体が指定する職にある者（以下「構成員」という。）により組織する。

- (1) 保健医療福祉サービス受給者の属する団体
  - (2) 保健医療福祉サービス提供者の属する団体
  - (3) 関係行政機関
  - (4) その他必要と認められる団体
- 2 連携推進会議に会長を置き、構成員の互選により定める。
  - 3 連携推進会議に副会長を置き、会長が指名する。
  - 4 会長は、連携推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
  - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第4条 連携推進会議は必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて第3条に定める構成団体以外の者を出席させることができる。

## (専門部会)

第5条 連携推進会議には、次の専門部会を置く。

- (1) 5疾病対策専門部会
  - (2) 救急医療専門部会
  - (3) 歯科保健医療専門部会
  - (4) 難病対策専門部会
- 2 専門部会は、構成員及び専門的知見を有し参加が必要と認められる団体が指定する職にある者（以下「特別構成員」という。）をもって組織するものとし、別表2のとおりとする。
  - 3 専門部会の運営等については、別に定める。

## (事務局)

第6条 連携推進会議の事務局は、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、連携推進会議に諮って定める。

## 附 則

- この要綱は、平成20年10月30日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年8月30日から施行する。  
この要綱は、平成26年9月4日から施行する。  
この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 5 疾病対策専門部会運営要領

### 第1 目的

この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する5疾病対策専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 北海道医療計画に基づく、急性心筋梗塞の医療連携の推進に係ること。
  - ア 急性心筋梗塞の発症予防に関すること。
  - イ 急性心筋梗塞の医療連携体制に関すること。
  - ウ その他急性心筋梗塞対策に関すること。
- (2) 北海道医療計画及び北海道がん対策推進計画に基づく、がんの医療連携の推進に係ること。
  - ア がんの予防に関すること。
  - イ がんの早期発見に関すること。
  - ウ がん登録に関すること。
  - エ がんの医療連携体制に関すること。
  - オ その他、がん対策に関すること。
- (3) 北海道医療計画に基づく、糖尿病の医療連携の推進に係ること。
  - ア 糖尿病の予防に関すること。
  - イ 糖尿病の医療連携体制に関すること。
  - ウ その他糖尿病対策に関すること。
- (4) 北海道医療計画に基づく、脳卒中の医療連携の推進に係ること。
  - ア 脳卒中の発症予防に関すること。
  - イ 脳卒中の医療連携体制に関すること。
  - ウ その他脳卒中对策に関すること。
- (5) 北海道医療計画に基づく、精神疾患の医療連携の推進に係ること。
  - ア 精神疾患の予防・アクセスに関すること。
  - イ 治療・回復・社会復帰に関すること。
  - ウ 専門医療に関すること。
  - エ うつ病に関すること。
  - オ 認知症に関すること。
  - カ その他精神疾患対策に関すること。

### 第3 部会長

部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

### 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員及び特別構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### 第5 事務局

部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。

### 附 則

- この要領は、平成20年10月30日から施行する。  
この要領は、平成22年4月1日から施行する。  
この要領は、平成25年8月30日から施行する。  
この要領は、平成26年9月4日から施行する。  
この要領は、平成27年6月11日から施行する。

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領

### 第1 目的

この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の救急医療体制の整備に係ること。
- (2) 救急医療に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) その他救急医療の推進に係ること。

### 第3 部会長

部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

### 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員及び特別構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### 第5 事務局

部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

この要領は、平成26年9月4日から施行する。

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 歯科保健医療専門部会運営要領

### 第1 目的

この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する歯科保健医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関すること。
- (2) 障害者・要介護高齢者等の歯科保健医療に関すること。
- (3) 歯科保健医療に係る関係機関の連携に関すること。
- (4) その他、歯科保健医療に関すること。

### 第3 部会長

部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

### 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員及び特別構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### 第5 事務局

部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

この要領は、平成26年9月4日から施行する。

この要領は、平成27年6月11日から施行する。

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領

### 第1 目的

この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する難病医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 難病対策に係る地域での課題に関すること。
- (2) 難病対策に係る地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 難病患者に係る災害対策に関すること。
- (4) 難病患者に係る教育・雇用に関すること。
- (5) その他、部会の目的達成のため必要と認められる事項。

### 第3 部会長

部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。

### 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員及び特別構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### 第5 事務局

部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課に置く。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成30年3月12日から施行する。

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議

25団体

団体名
札幌市医師会
江別医師会
千歳医師会
恵庭市医師会
北広島医師会
石狩医師会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
札幌薬剤師会
北海道看護協会
北海道栄養士会
北海道歯科衛生士会
石狩地区社会福祉施設運営連絡協議会
札幌市社会福祉協議会
江別市社会福祉協議会
恵庭市社会福祉協議会
当別町社会福祉協議会
札幌市
江別市
千歳市
恵庭市
北広島市
石狩市
当別町
新篠津村

札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議専門部会

5疾病対策専門部会

19団体

	団体名	
推進会議構成員	札幌市医師会	
	江別医師会	
	千歳医師会	
	恵庭市医師会	
	北広島医師会	
	札幌歯科医師会	
	千歳歯科医師会	
	北海道看護協会	
	北海道栄養士会	
	札幌薬剤師会	
	札幌市 江別市 千歳市	
	恵庭市 北広島市 石狩市	
	特別構成員	市立札幌病院
		江別市立病院
		市立千歳市民病院

救急医療専門部会

20団体

	団体名	
推進会議構成員	札幌市医師会	
	江別医師会	
	千歳医師会	
	恵庭市医師会	
	北広島医師会	
	札幌市 江別市 千歳市	
	恵庭市 北広島市 石狩市	
	特別構成員	市立札幌病院
		江別市立病院
		市立千歳市民病院
札幌市消防局		
江別市消防本部		
千歳市消防本部		
石狩北部地区消防事務組合		
北海道大学大学院医学研究科		
侵襲制御医学講座救急医学分野		
札幌医科大学医学部救急医学講座		

歯科保健医療専門部会

15団体

	団体名
推進会議構成員	千歳医師会
	北広島医師会
	北海道歯科衛生士会
	札幌歯科医師会
	千歳歯科医師会
	石狩地区社会福祉施設運営連絡協議会
	札幌市 江別市 千歳市
	恵庭市 北広島市 石狩市
	当別町 新篠津村
	特別構成員

難病対策専門部会

26団体

	団体名
推進会議構成員	札幌市医師会
	江別医師会
	札幌歯科医師会
	千歳歯科医師会
	札幌薬剤師会
	北海道看護協会
	江別市介護保険課
	千歳市障がい支援課
	恵庭市障がい福祉課
	北広島市参事(高齢者・障がい者相談担当)
	石狩市高齢者支援課
当別町保健福祉課	
特別構成員	新篠津村住民課
	恵庭市社会福祉協議会
	北祐会神経内科病院※難病協力病院
	医療法人北海道家庭医療学センター向陽台ファミリークリニック ※在宅療養支援診療所
	一般社団法人北海道リハビリテーション専門職協会
	株式会社リ・ライフケア訪問看護ステーションかえで
	江別地域ケア連絡会
	道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク
	ちとせの介護医療連携の会
	NPO法人iCareほっかいどう
	千歳市ケアマネジャーの会
	札幌公共職業安定所
	一般社団法人北海道難病連
	日本ALS協会北海道支部千歳支会(きずな千歳支会)